## 条例の構造 (修正案 ver. 6)

前文

- I 総則
  - (1) 目的
  - (2) 条例の位置付け 定義
  - (3) 定義 条例の位置付け
  - (4) 自治の基本理念
  - (5) 自治の基本原則
    - ア 情報共有の原則
    - イ <u>市民</u>参画の原則
    - ウ 協働の原則
- Ⅱ 市民一,議会一,執行機関等の役割と責務
- 1 市民
- (1) 市民参画の権利 市民の知る権利
- (2) 市民の知る権利 市民の参画の権利
- (3) 市民の役割と責務

- 2 議会
- (1) 議会の役割と責務
- <u>(2) 開かれた議会</u>
- (3) (2) 議員の役割と責務 (3) 職員の責務
- (4) 議員の情報公開
- (5) 議員の研鑽

- 3 執行機関等
- (1) 市長の役割と責務
- (2) 執行機関の役割と責務

## Ⅲ 自治運営の基本的事項

- 1 <del>基本原則に基づく諸制度</del> <u>情報共有</u>
- (1) 情報の共有
- (2) 情報公開
- (3) 個人情報の保護

- 2 市政運営の諸制度 参画
  - (1) 地域のまちづくりへの参画
  - <del>(1)</del>(2) 市政への<del>市民の</del>参画<u>の推進</u>
  - (2)(3) パブリックコメント手続
  - (3)(4) 附属機関等の委員の公募
  - (4)(5) 住民投票

- 3 協働
- (1) 協働の推進
- <u>(2) 市民による地域のまちづくり</u> (2) 財政運営 の推進
- <del>(3)</del> (2) 地域コミュニティ協議会
- (4) (3) 市民活動団体
- 4 行政運営
- (1) 総合計画
- (3) 説明責任<u>等および応答責任</u>(9)(8) 政策法務
- <del>(4) 要望等への対応</del>
- <del>(5)</del>(4) 行政手続
- (6)(5) 行政評価

- - (7)(6) 外部監査
  - (8)(7) 公益通報

  - <del>(10)</del>(9) 行政組織の編成
  - (11)(10) 危機管理体制の整備等
  - (11) 国および他の地方公共団体

との連携および協力

- IV 連携と協力、条例の見直し等
  - (1) 国および他の地方公共団体との連 携および協力
  - <del>(2)(1)</del> 条例の検証
  - (3)(2) 条例の見直し